

## 自動販売機設置管理契約書（案）

千葉県循環器病センター（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲の施設等において、乙が行政資産使用許可を受けて設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

2 乙が設置する自販機は、千葉県循環器病センター自動販売機設置事業者募集要項6 設置条件（1）の規定に基づき、下記のとおり設置するものとする。

- （1）設置場所 市原市鶴舞575番地  
千葉県循環器病センター 3階
- （2）設置台数 1台

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（納付金）

第3条 納付金の額は、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

（納付金の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第15条第1項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政資産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として、金\_\_\_\_\_円をこの契約締結と同時に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、契約期間満了後、乙に返還するものとし、利子を付さないものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、甲が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

（契約保証金の処分）

第6条 第15条第1項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に

供するため、行政資産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第8条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、第3条、第5条及び第7条に係る納入が、指定された期限までに納入されなかったときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、この契約の締結日における千葉県病院局財務規程第152条第1項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第10条 乙は、販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理を、自己の責任において適切に行わなければならない。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きをしなければならない。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記しなければならない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第12条 乙は、自販機で販売する商品について、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水など多品種、多品目により構成するよう努めることとする。

2 販売品の構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第13条 乙は、自販機の販売価格については応募申込書に添付した販売品目一覧表に記載された価格とし、これを変更する場合は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第14条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の

欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

#### (契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 自販機の設置に係る行政資産使用許可が取消されたとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (5) 第3条、第5条及び第7条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求できないものとする。

#### (契約解除による違約金)

第16条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として、納付金の10%を支払うものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政資産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

#### (違約金の納入方法)

第17条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

#### (必要な報告)

第18条 乙は、各自販機において、毎月の販売品目別売上本数及び売上金額を、翌月の20日までに書面で甲に報告するものとする。

#### (原状回復)

第19条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、自己の責任において速やかに原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

#### (協議事項)

第20条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議してこれを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 千葉県市原市575番地  
千葉県  
千葉県循環器病センター  
病院長 中村 精岳

乙

## 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

### (談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

### (談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

### (暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。  
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。